

憲法違反の「共謀罪」法案の閣議決定に抗議する（談話）

2017年3月21日

日本医療労働組合連合会（日本医労連）

書記長 三浦 宜子

安倍内閣は、本日（3月21日）、「共謀罪」法案（組織的犯罪処罰法改正案）を閣議決定した。共謀罪は、過去3回国会に提出され、世論の強い反対で廃案になっている。名前を変えても、捜査機関が「犯罪を計画・話し合った」とみなせば実行しなくても処罰できる危険な本質は変わっていない。思想や内心の自由を侵害する憲法違反の「共謀罪」の閣議決定に断固抗議する。

安倍首相は、「共謀罪」ではなく「テロ等準備罪」だとか、取り締まる対象は「組織的犯罪集団」に限るから一般人は対象外と説明している。しかし、国会審議で、「正当に活動する団体」でも「犯罪を行う団体に一変したと認められる場合」には処罰の対象となることが明らかになっている。「一変した」との判断は、事実上、捜査機関にゆだねられることになり、労働組合や市民団体でも対象にされかねない。警察はこれまでも、市民運動などを監視対象にしており、「一般人は対象にならない」どころか、国民の人権・プライバシーが侵される監視社会への道が一層強まることが懸念される。

安倍首相は、「共謀罪」を制定しなければ、「東京オリンピックが開催できない」などと主張しているが、日本は、すでに、テロ防止のための13の国際条約を締結している。政府がいう「国際組織犯罪防止条約」は、テロ対策の条約でなく、国際的な経済犯罪への対処を主眼としたもので、締結するにあたって「共謀罪」をつくる必要もない。

戦前の日本で、思想・言論弾圧に猛威をふるった治安維持法も、法案提出段階では否定していたが、実際には労働運動、宗教者、学生、自由主義者など幅広い人たちが弾圧の対象になった。労働組合も監視と弾圧の対象となりかねない。「監視社会」と「戦争する国づくり」につながる「共謀罪」の導入に断固反対する。「テロ対策」というなら、戦争法を廃止し、憲法9条を生かした外交をすすめることこそが重要である。

日本医労連は、いのちと人権を守る労働者として、戦争への道につながる憲法違反の「共謀罪」の廃案にむけて、広範な国民と共同して奮闘するものである。

以上